

令和 7 年

舞鶴市議会 9 月定例会議案

第 54 号議案～第 71 号議案

令和 7 年 9 月 2 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲載頁
第 54 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 4 号)	別冊
第 55 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市下水道事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 56 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 57 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 58 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 59 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市一般会計の決算の認定について	1 決算書 等別冊
第 60 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について	3 決算書 等別冊
第 61 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市下水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について	6 決算書 等別冊
第 62 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市病院事業会計の決算の認定について	7 決算書 等別冊
第 63 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定について	8 決算書 等別冊
第 64 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市貯木事業会計の決算の認定について	9 決算書 等別冊
第 65 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定について	10 決算書 等別冊
第 66 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定について	11 決算書 等別冊
第 67 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定について	12 決算書 等別冊

第 68 号 議 案	舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例等を廃止する条例制定について	13
第 69 号 議 案	舞鶴市水道事業給水条例等の一部を改正する条例制定について	14
第 70 号 議 案	損害賠償の額を定めることについて(静溪ポンプ場建設(第 21-1)工事の工事請負契約の解除)	16
第 71 号 議 案	市道路線の認定について	18

第 59 号議案

令和 6 年度舞鶴市一般会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度舞鶴市一般会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市一般会計の決算の認定を受けたいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(決算)

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

7 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第 60 号議案

令和 6 年度舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度舞鶴市水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度同事業会計の利益の処分について、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市水道事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益の処分を行いたいの
で提案する。

参 考

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号) 抜 粋

(決算)

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 監査委員は、前項の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第 3 条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例会日(同条第 6 項に規定する定例会日をいう。))に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。

5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

8 地方公共団体の長は、第 4 項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたとき、又は管理者が当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じて当該措置の内容を当該地

方公共団体の長に報告したときは、速やかに、これらの措置の内容を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 9 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

第 61 号議案

令和 6 年度舞鶴市下水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度舞鶴市下水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度同事業会計の利益の処分について、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市下水道事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益の処分を行いたいので提案する。

第 62 号議案

令和 6 年度舞鶴市病院事業会計の決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度舞鶴市病院事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市病院事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 63 号議案

令和 6 年度舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度舞鶴市国民健康保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 64 号議案

令和 6 年度舞鶴市貯木事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度舞鶴市貯木事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市貯木事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 65 号議案

令和 6 年度舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度舞鶴市駐車場事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 66 号議案

令和 6 年度舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度舞鶴市介護保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 67 号議案

令和 6 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 68 号議案

舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例等を廃止する条例制定について

舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例等を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例(昭和 19 年条例第 28 号)
- (2) 舞鶴市吏員退隠料その他給与金条例臨時特例(昭和 25 年条例第 33 号)
- (3) 昭和 23 年 6 月 30 日以前に給与事由の生じた退隠料等の特別措置に関する条例(昭和 28 年条例第 28 号)
- (4) 舞鶴市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和 35 年条例第 2 号)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公務員等共済組合法に基づく現行の年金制度の創設以前の制度による退隠料等の支給事務が終了したことから、関係する条例を廃止したいので提案する。

第 69 号議案

舞鶴市水道事業給水条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市水道事業給水条例等の一部を改正する条例
(舞鶴市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市水道事業給水条例(平成 10 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者(法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。)又は他の水道事業者が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の指定の更新を受けないことによりその効力を失った者を除く。)が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(舞鶴市公共下水道条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市公共下水道条例(昭和 44 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「管理者又は」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者(法第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者をいう。)が指定した者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例の一部改正)

第 3 条 舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例(平成 6 年条例第 28 号)の一部

を次のように改正する。

第4条第2項中「舞鶴市下水道条例施行規則(昭和44年規則第6号。以下「下水道規則」という。)」を削る。

第7条中「管理者又は」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者(下水道法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。)が指定した者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(舞鶴市合併処理浄化槽条例の一部改正)

第4条 舞鶴市合併処理浄化槽条例(平成17年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「管理者又は」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者(下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。)が指定した者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害時等における給水装置等の復旧工事の円滑な実施を図るため、災害その他非常の場合において他の水道事業者が指定をした者等が復旧工事を施行することができることとしたいので提案する。

第 70 号議案

損害賠償の額を定めることについて

静溪ポンプ場建設(第 21-1)工事(以下「本件工事」という。)の工事請負契約の解除に関し、次のとおり一部の損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 損害賠償の額

66,760,100 円

2 事件の概要

市が本件工事について発注者の任意解除権に基づき工事請負契約を解除したことに伴い、当該解除前に相手方が市との施工協議に基づき施工していた工事に係る工事費及び本件工事の中止期間中の経費並びにこれらに係る諸経費について、相手方に損害が生じた。

なお、本件工事の工事請負契約の解除に伴う全ての損害賠償の額のうち、上記の費用に係る損害賠償の額以外の損害賠償の額(逸失利益に関する損害賠償の額等)については、本議決の効力が及ばず、別途処理するものとする。

提案理由

静溪ポンプ場建設(第 21-1)工事の工事請負契約の解除に関し、一部の損害賠償の額を定めたいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第 1 号から第 12 号まで 略)

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(第 14 号以下 略)

(第 2 項 略)

第 71 号議案

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線を認定することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

路 線 名	起 点 及 び 終 点		重要な経過地
中島 2 号線	舞鶴市字安岡小字中島 317 番 17	から	
	舞鶴市字安岡小字中島 317 番 11	まで	

提案理由

安岡地区の路線の市道認定を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)